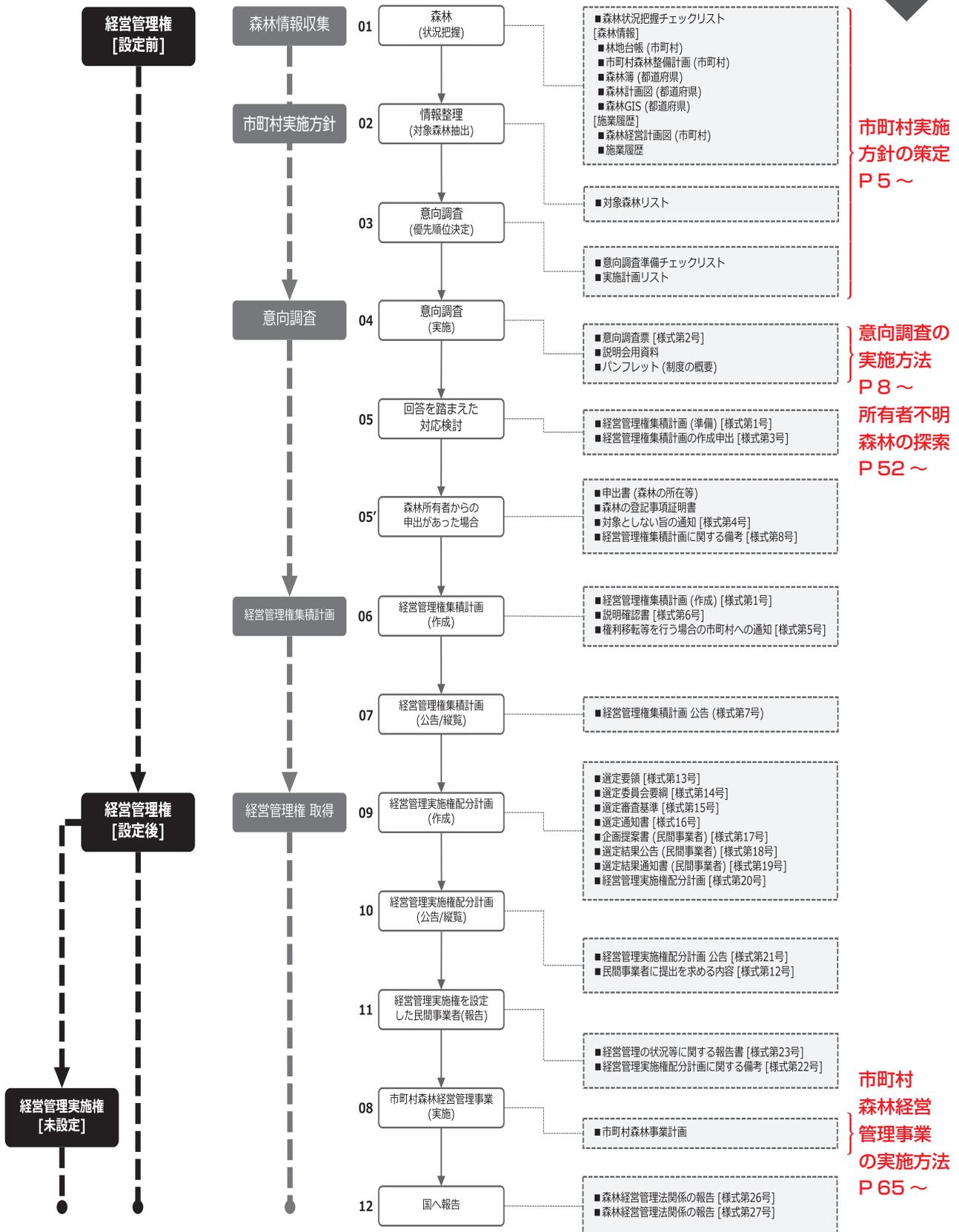


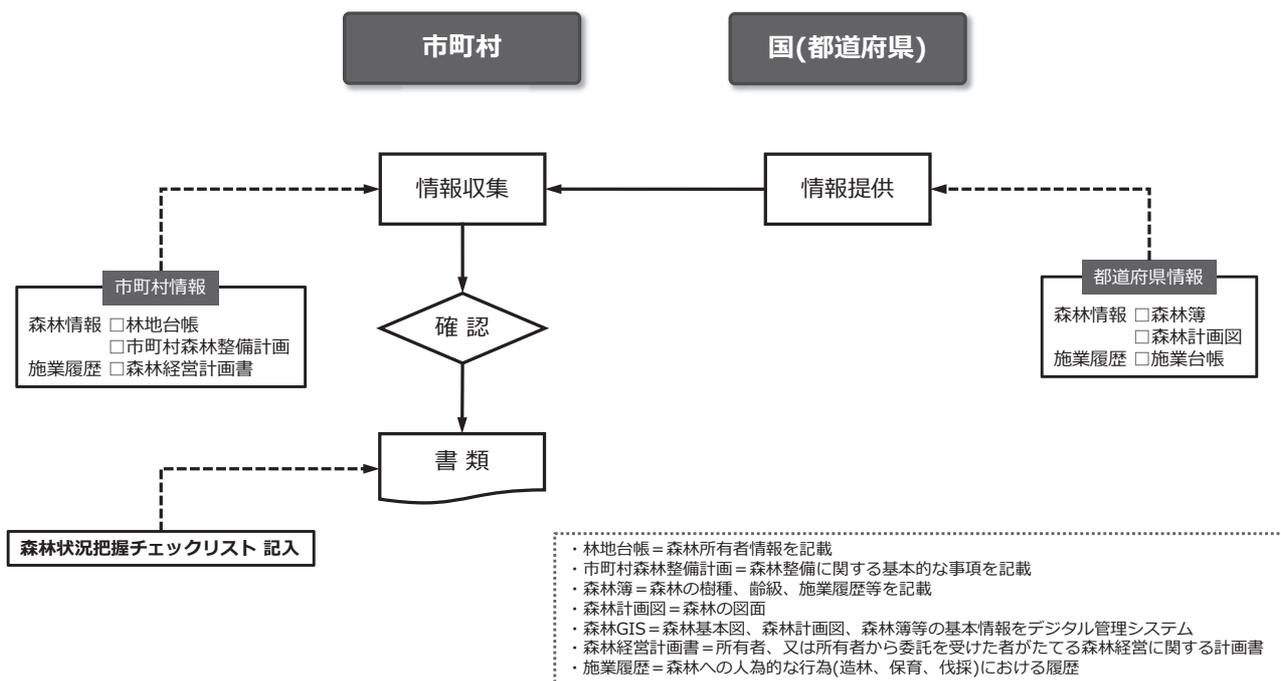
# I

## 森林経営管理制度のワークフロー

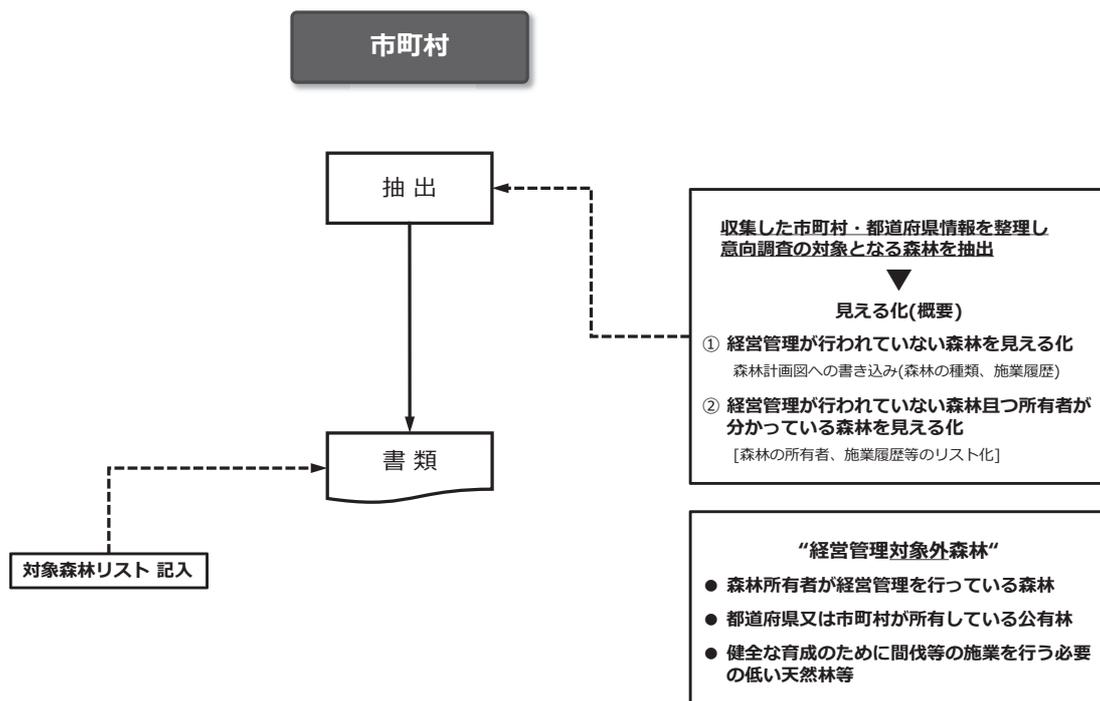
### マニュアル I 掲載項目

#### 必要書類・様式一覧



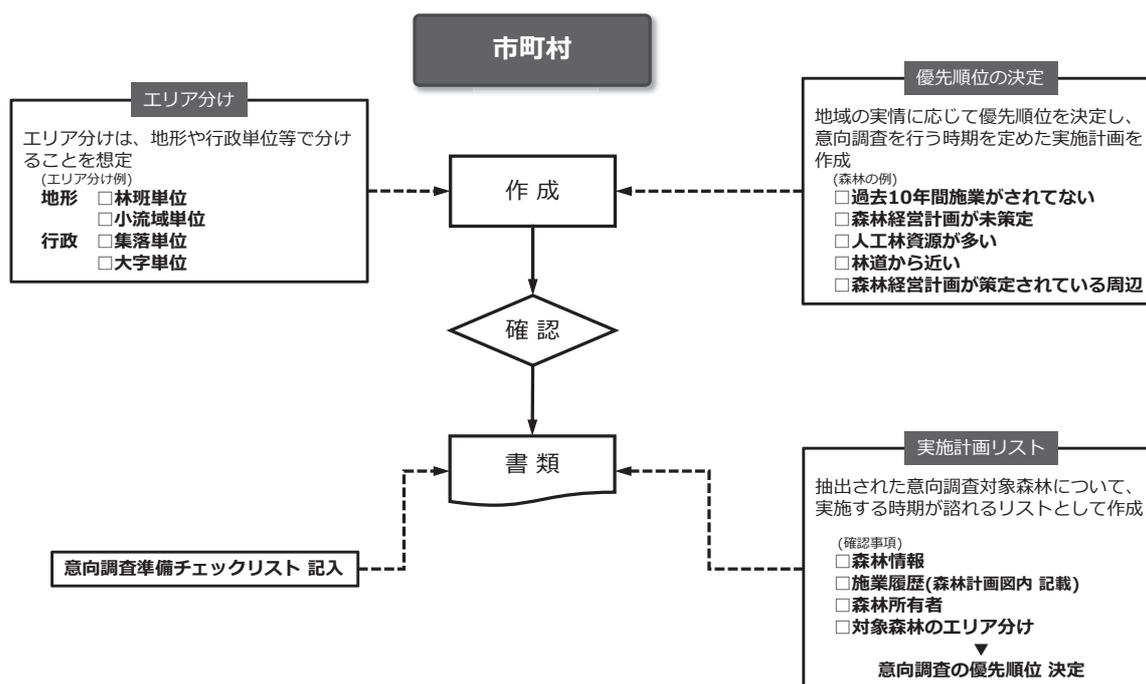


- ① 森林情報収集では、県が保有する森林情報としての“森林簿”“森林計画図”そして“施業履歴”、市町村が保有する森林情報としての“林地台帳”“市町村森林整備計画”そして施業履歴である“森林経営計画書”を参照することが必要となります。
- ② まず県から情報提供を受けたのちに、市町村情報とともに必要な書類情報の収集を行い、意向調査に向けた整理を進めていくことが、最初のステップとなります。
- ③ 収集された各種情報は、“森林状況把握チェックリスト”への記入をもって完了させ、次のステップである森林情報の整理と抽出に移行していきます。  
➡ガイドブック参照（森林状況把握チェックリスト）



森林情報と施業履歴を基に情報整理を行い対象森林の抽出を進めていきます。

- ① 対象森林の抽出は、森林状況の見える化がポイントとなります。  
その概要としては
  - (ア) 森林計画図に森林の種類や施業履歴を書き込み、経営管理が行われていない森林に見える化。
  - (イ) 森林の所有者や施業履歴等をリスト化し、経営管理が行われていない森林でかつ森林所有者が分かっている森林に見える化していきます。
  - (ウ) 経営管理の集積を図ることにより、林業経営の効率化や、森林管理の適正化が図られると認められる場合の森林等に見える化します。
- ② 抽出の必要のない森林、経営管理対象外の森林としては……
  - (ア) 森林所有者が経営管理を行っている森林
  - (イ) 都道府県又は市町村が所有している公有林
  - (ウ) 健全な育成のために間伐等の施業を行う必要性の低い天然林となります。
- ③ 抽出した内容については、“対象森林リスト”に記入を行い、次のステップである意向調査の優先順位の決定へ進めていきます。  
➡ガイドブック参照（対象森林リスト）



- ① 優先順位の決定にあたっては、まず対象森林をエリア分けすることから始めます。エリア分けでは、地形単位や行政単位で分ける事を想定し、作成を行います。
- ② なお、優先順位の決定には、地域の実情に応じた優先順位を考慮し、意向調査を行う時期を定めた実施計画を作成します。

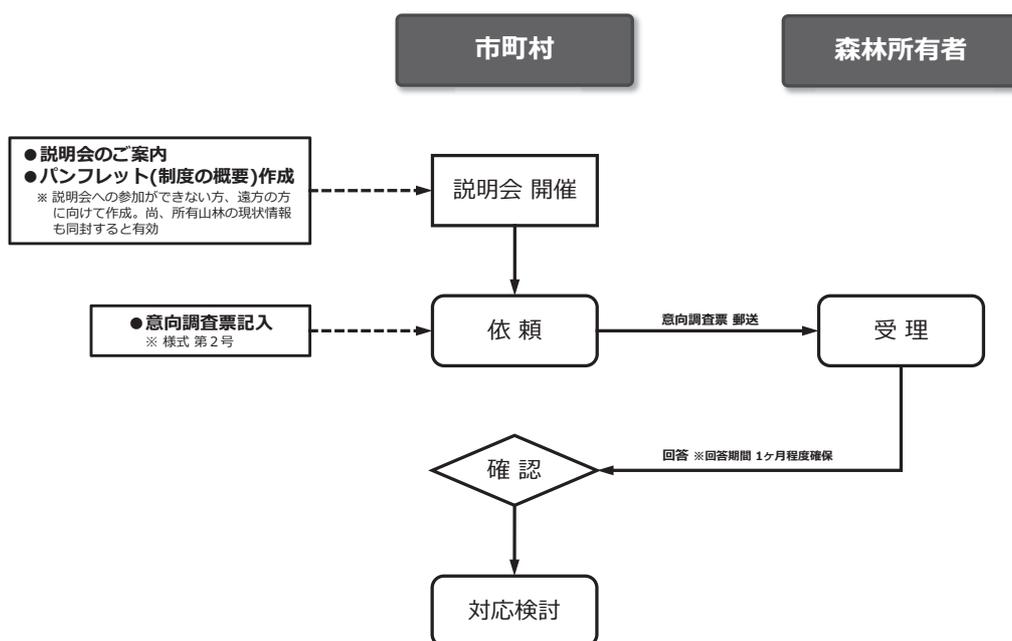
意向調査が優先される森林の例としては

- (1) 過去 10 年間施業がされていない
- (2) 森林経営計画が未策定
- (3) 人工林資源が多い
- (4) 災害の危険性が高い（防災上必要等）
- (5) 林道から近い
- (6) 森林経営計画が策定されている周辺 等々

以上のエリア分け、優先順位の決定を作成、確認を行った上で、“対象森林リスト”へ優先順位と実施時期を書き込み、“実施計画リスト”（参考様式を添付（P101））として作成を進めていきます。

実施計画リストの作成と同時に、意向調査準備チェックリストへの記入も行います。

➡ガイドブック参照（意向調査準備チェックリスト）



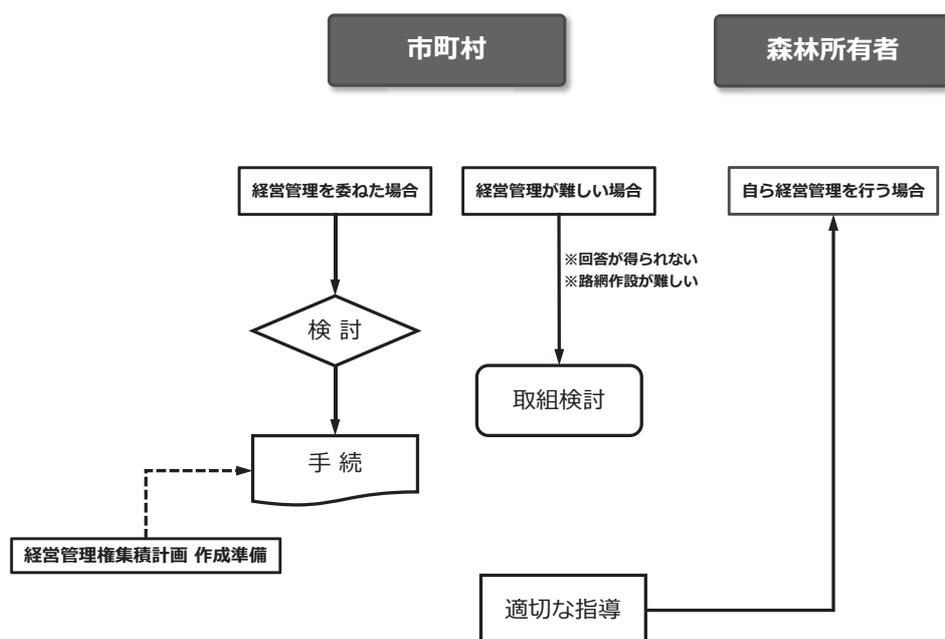
実施計画リストに基づき、経営管理意向調査をスタートします。

- ① 意向調査を進めるにあたり、森林所有者に対して、森林経営管理制度の概要や趣旨を伝えるための説明会を開催し、十分な理解を得ることが必要となります。

市町村では、説明会のご案内手続きや、当日、会に参加できない方に対して、森林経営管理制度の概要が解るパンフレットを作成し、郵送します。

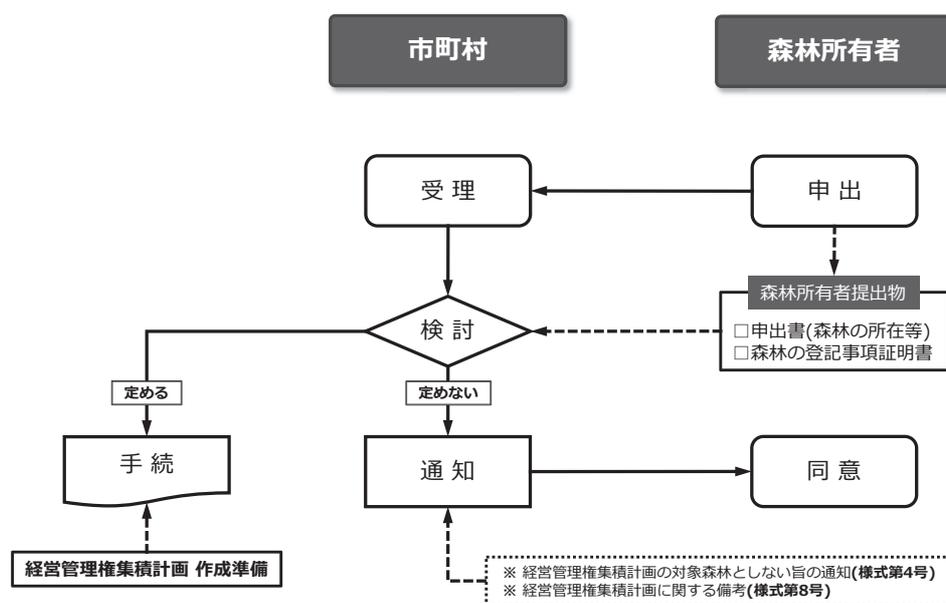
その際には、所有山林の現在の状況等の情報も同封することで、業務の効率化が図られます。

- ② 説明会を終えた後、“意向調査票”を森林所有者に郵送します。
- ③ 森林所有者からの回答期間は、1ヶ月程度を確保します。  
(お正月やお盆など帰省時期に合わせるなどの工夫も必要です。)
- ④ 森林所有者から回答が戻ってきたら、その内容を確認し、対応を検討していきます。



意向調査票の回答を踏まえた対応を進めていきますが、その対応として

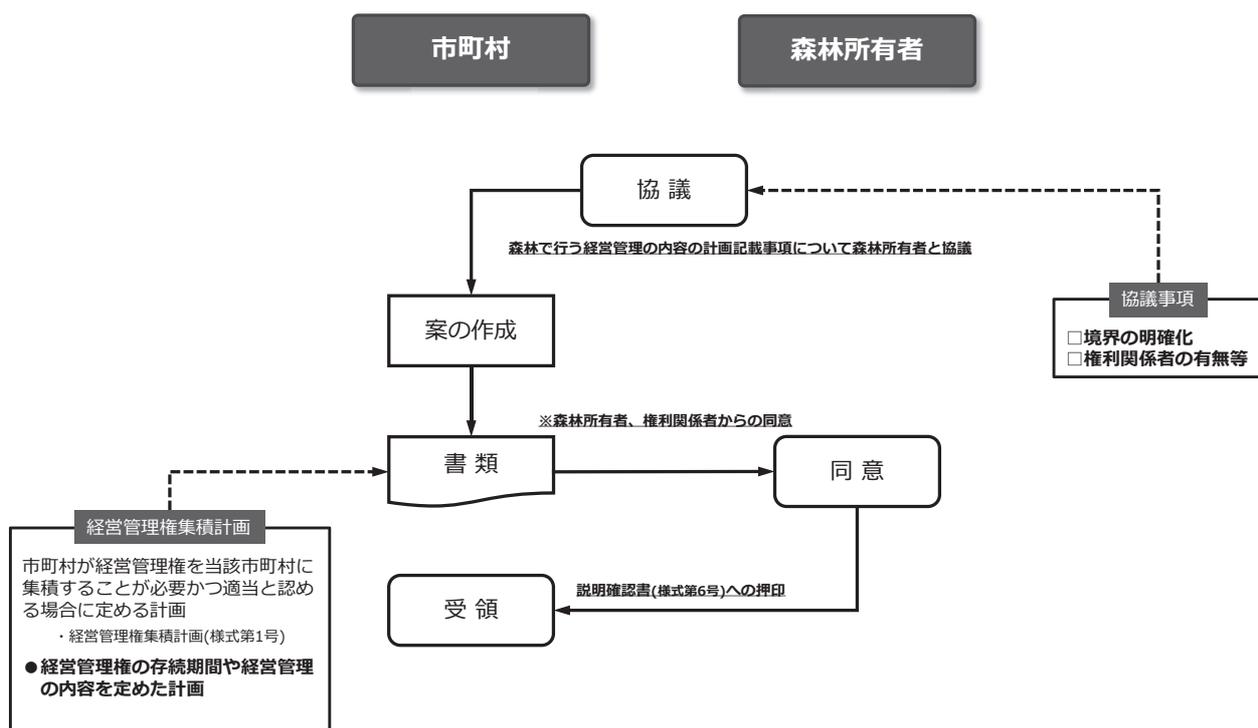
- ① 市町村に経営管理を委ねた場合  
森林所有者から、市町村に経営や管理を委ねることを検討したいと回答があった場合、周辺の森林所有者からの回答、森林の集積の状況等も踏まえ、検討を行い、森林所有者との合意の下で経営管理権集積計画の作成準備を行います。
- ② 市町村での経営管理が難しい場合  
他の森林所有者から委託の回答が得られず、効率的な経営管理が進められない場合や、路網の作設が難しい場合等、ただちに計画策定が難しい場合には、計画策定に向けた条件整備など、今後の取組の検討を行います。
- ③ 森林所有者自らが経営管理を行う場合  
自ら経営管理を行う又は、自ら委託先を探して経営管理を委託する旨の意向が表明された場合、市町村は、当該森林所有者に対して当該森林の今後の施業予定について確認し、当該施業予定が、森林法に規定する市町村森林整備計画等に即して適切に施業が実施されるよう指導に努めていきます。



- ① 森林所有者から、市町村に経営や管理を委ねたいという申出があった場合
- ② 森林所有者は、森林の所在等を記載した申出書、その森林所有者であることを確認するための書類“登記事項証明書”等を提出する必要があります。  
市町村では、実施方針などを踏まえ、経営管理権集積計画を定めるかどうか検討を行います。
- ③ 検討の結果、定めるとした場合は、経営管理権集積計画の作成準備を進めます。
- ④ 林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図るとの法の趣旨に適合せず経営管理権集積計画を定めないと判断した場合は、“経営管理権集積計画の対象としない旨の通知”及び“経営管理権集積計画に関する備考”に市町村の判断理由を記載する必要があります。

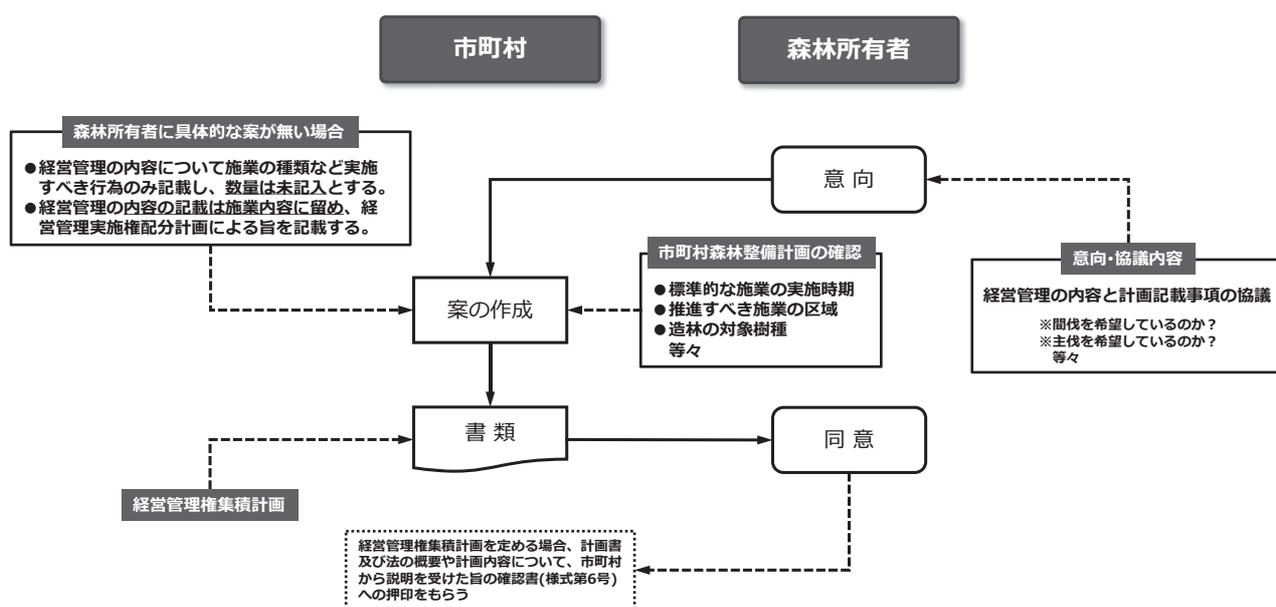
例えば

- 森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず植栽していない等、森林所有者自らの負担により必要な施業を実施する必要がある森林
- 係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な森林
- 天然林のように継続的に施業を実施する必要がない森林
- 申出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について、経営管理意向調査を実施しても経営管理集積・集約化が見込めない森林
- 経営管理が行われている森林
- その他市町村の判断により対象外とする森林



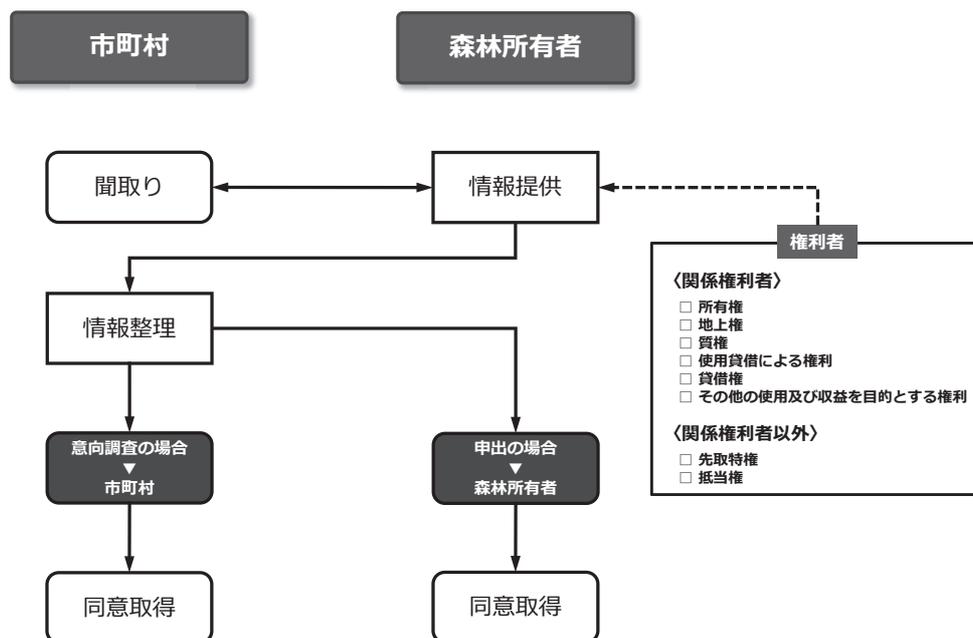
経営管理権集積計画を定めると判断した森林について、経営管理権集積計画を作成していきます。

- ① 作成する上で、まず初めに森林所有者と経営管理の内容に関する協議を行い、計画の記載事項を確認していきます。
- ② 協議事項としては、境界の明確化や権利関係者の有無などが挙げられます。
- ③ 協議した内容を基に、経営管理権集積計画の案を作成します。  
経営管理権集積計画とは、経営管理権の存続期間や経営管理の内容、販売収益に係る事項等が定められているものです。
- ④ 作成した経営管理権集積計画の案については、森林所有者や関係権利者からの同意を得る必要があります。
- ⑤ 森林所有者には、市町村から説明を受けた旨を記載した“説明確認書”に押印をしてもらいます。



経営管理の内容や期間を定めていく上で、

- ① 森林所有者による意向の確認が必要です。  
市町村と森林所有者との間で経営管理の内容と計画記載事項を協議しますが、森林所有者による具体的な意向内容として……  
間伐を希望しているのか又は、主伐を希望しているのかなど意向の確認が必要です。
- ② 意向の確認が取れたら、市町村では“市町村森林整備計画”の確認とともに案の作成を行います。  
市町村森林整備計画の確認事項としては……  
標準的な施業の実施時期や、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種等が挙げられます。
- ③ 森林所有者に具体的な案が無い場合は  
経営管理の内容について施業の種類など、実施すべき行為のみを記載し、数量等を記入しない。内容の記載は、標準的な施業内容に留め、経営管理実施権配分計画による旨を記載する等の検討をします。
- ④ 案の作成が完了したら、“経営管理権集積計画”を作成し、森林所有者との合意を図ります。  
なお、森林所有者は、経営管理権集積計画を定める場合、計画書及び法の概要や計画内容について、市町村から説明を受けた旨の“説明確認書”への押印が必要となります。

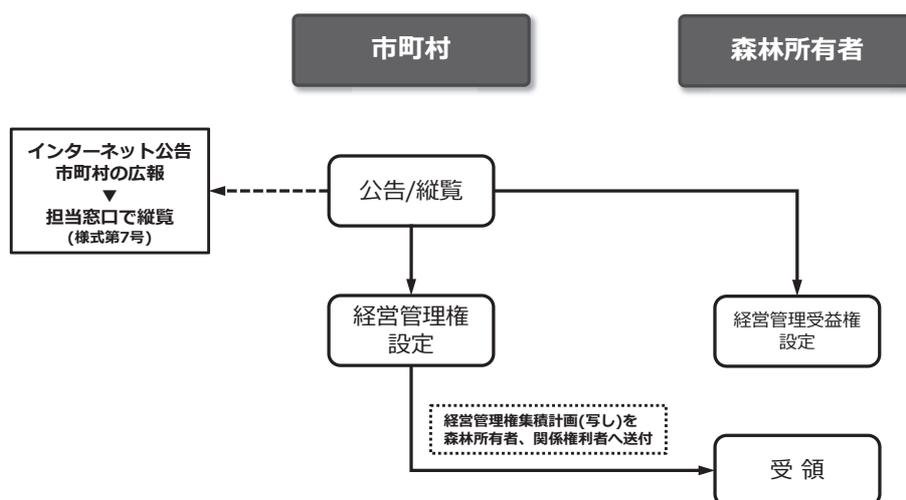


経営管理権集積計画の作成にあたり、森林所有者及び関係権利者の同意が必要となります。

- ① 市町村は、関係権利者の情報を得るため、森林所有者に聞き取りを実施します。
- ② 関係権利者とは
  - ・ 所有権
  - ・ 地上権
  - ・ 質権
  - ・ 使用貸借による権利
  - ・ 貸借権
  - ・ その他の使用及び収益を目的とする権利

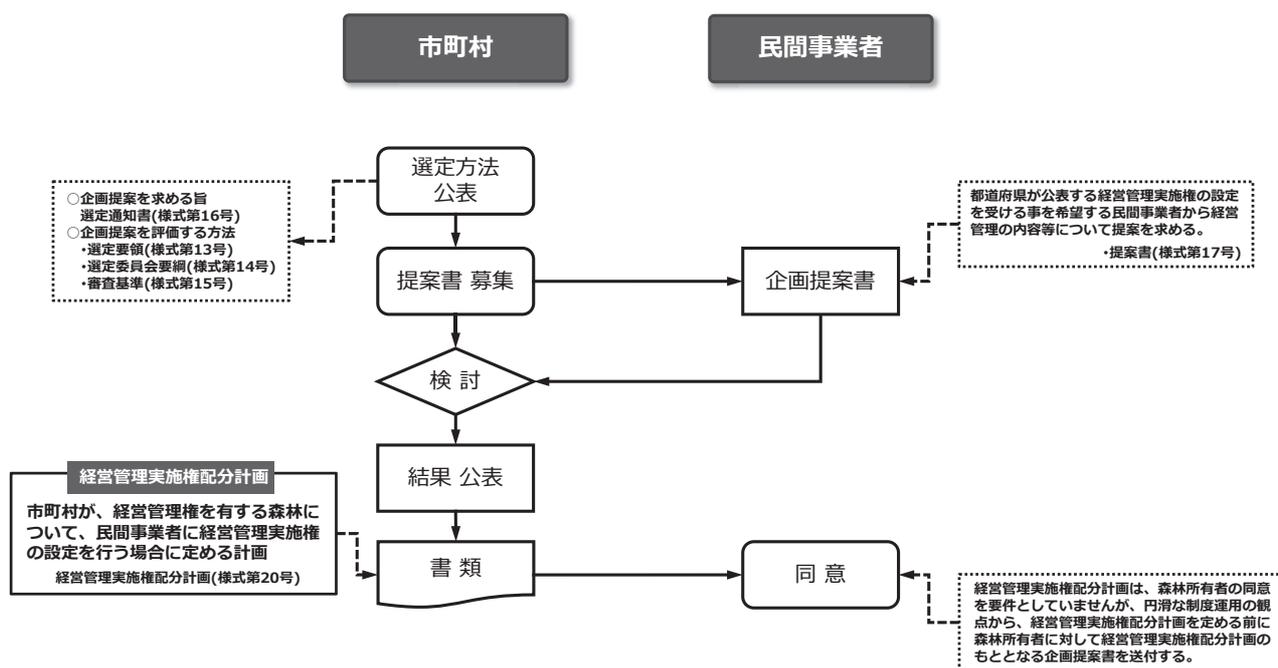
また、関係権利者以外である

  - ・ 先取特権
  - ・ 抵当権
- ③ 以上の権利者情報を市町村で整理し
- ④ 各権利者の同意を取得します。
- ⑤ 森林所有者が自ら申出をされた場合は、森林所有者が、権利者の同意取得を行います。



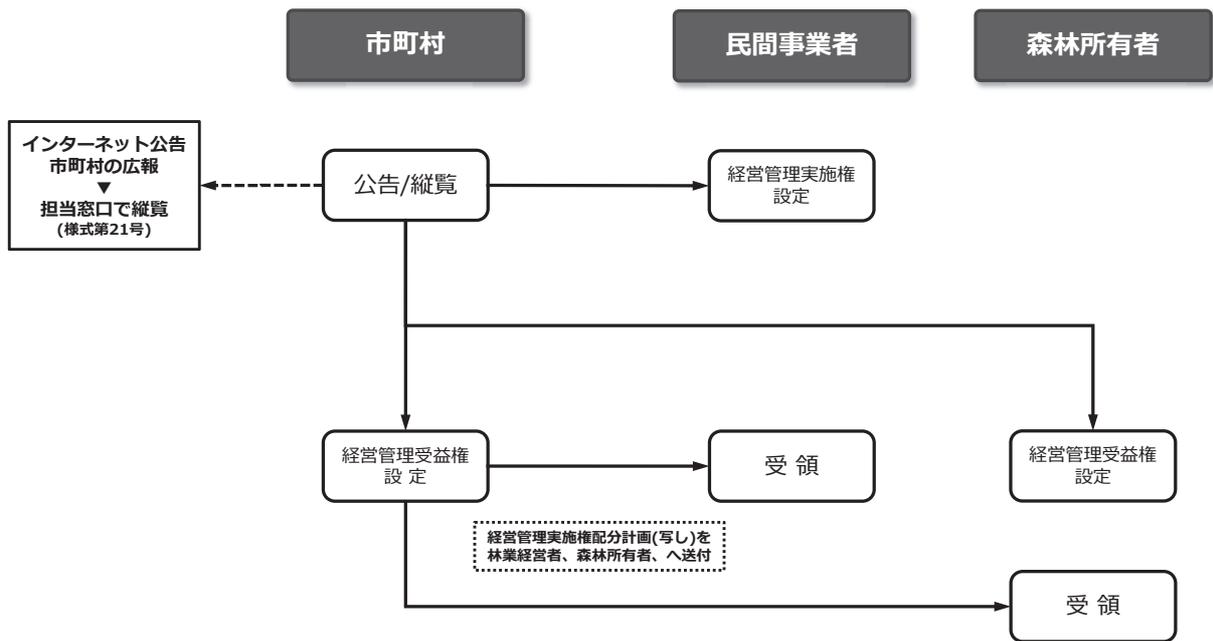
ここからは、経営管理権を設定する段階に入っていきます。

- ① 経営管理権集積計画を定めたときは、インターネットや、市町村の広報で公告し、市町村の担当窓口でも縦覧していきます。
- ② 経営管理権集積計画は公告することで市町村には経営管理権が、森林所有者には金銭の支払いを受ける権利、経営管理受益権が設定されます。  
経営管理権は、公告後に森林所有者となった者にも効力があります。
- ③ 最後に、森林所有者や各関係権利者へは、経営管理権集積計画の写しを送付するようにします。



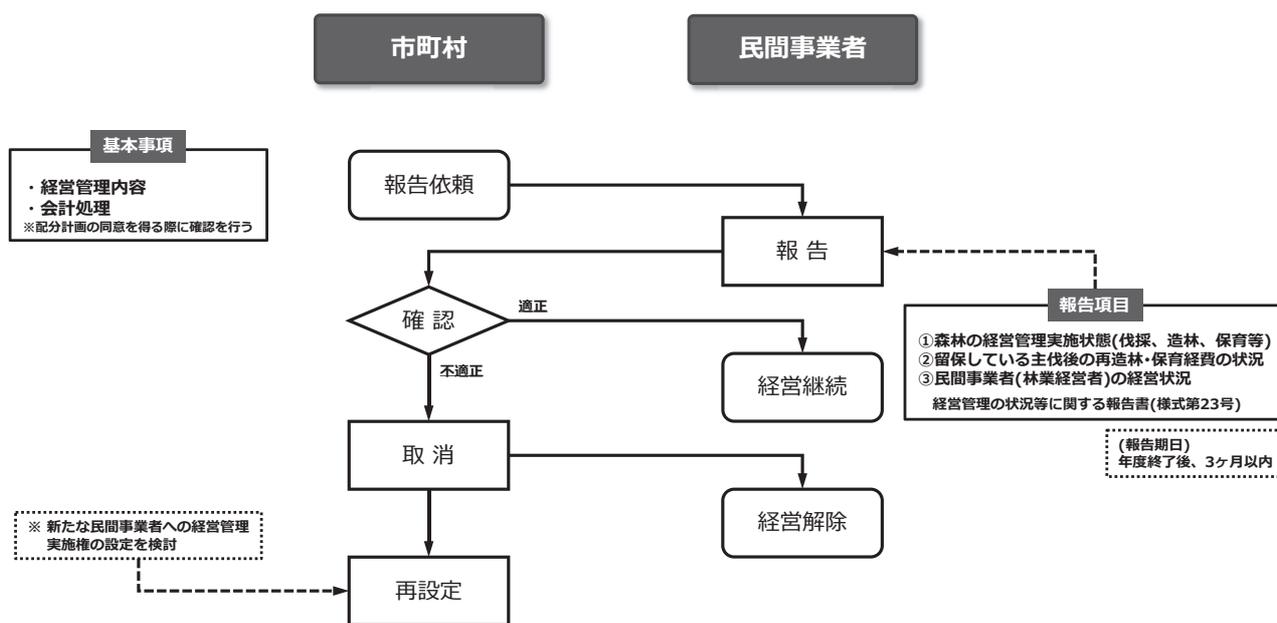
経営管理実施権配分計画の作成では、経営管理権を取得した森林のうち、林業経営に適した森林について、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定します。

- ① 民間事業者に向けて、選考方法の公表、提案書の募集を行います。  
公表内容は、企画提案を求める旨と、企画提案を評価する方法についてです。  
企画提案の評価方法は、選定要領 選定委員会要綱 審査基準の三つです。  
それぞれ、「林野庁手引き」にある様式を参照していきます。
- ② 県が公表する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者から企画提案書を受け
- ③ 審査基準に則り、市町村で検討を行います。
- ④ 審査、評価した上で、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し、選定結果を公表します。  
企画提案書の審査、評価は、公平性の確保という観点から、市町村の担当課以外の者や、県職員などの第三者と連携して行います。
- ⑤ 選定した民間事業者に、経営管理実施権を設定するため、経営管理実施権配分計画を作成します。
- ⑥ 経営管理実施権配分計画は、民間事業者の同意が得られている必要があります。  
森林所有者の同意は要件としていませんが、円滑な制度運用の観点から、経営管理実施権配分計画を定める前に、森林所有者に対して、経営管理実施権配分計画のもととなる企画提案書を送付します。



経営管理実施権配分計画を定めたときは、遅滞なく経営管理実施権配分計画を定めた旨を公告する必要があります。

- ① 公告は、インターネットや市町村の広報にて行い、市町村の担当窓口でも縦覧します。
- ② 公告、縦覧することで、民間事業者には経営管理実施権が、森林所有者と市町村には経営管理受益権が設定されます。
- ③ また、公告した経営管理実施権配分計画について、その写しを当該民間事業者及び当該森林所有者に送付するようにします。

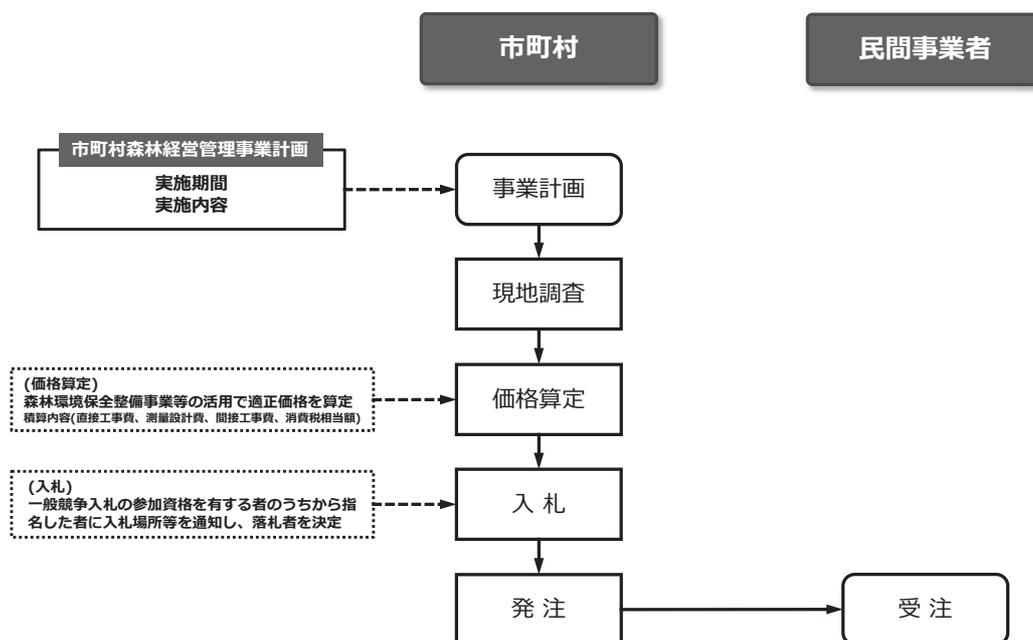


経営管理実施権を設定した民間事業者の報告について市町村は、経営管理実施権配分計画の同意を得る際の、民間事業者との基本的事項を確認の上

- ① 経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況、その他必要な事項に関し、報告を求めることができます。
- ② 民間事業者は、“経営管理の状況等に関する報告書”に
  - ① 当該森林の経営管理（伐採、造林、保育等）
  - ② 留保している主伐後の再造林・保育経費の状況
  - ③ 民間事業者（林業経営者）の経営状況

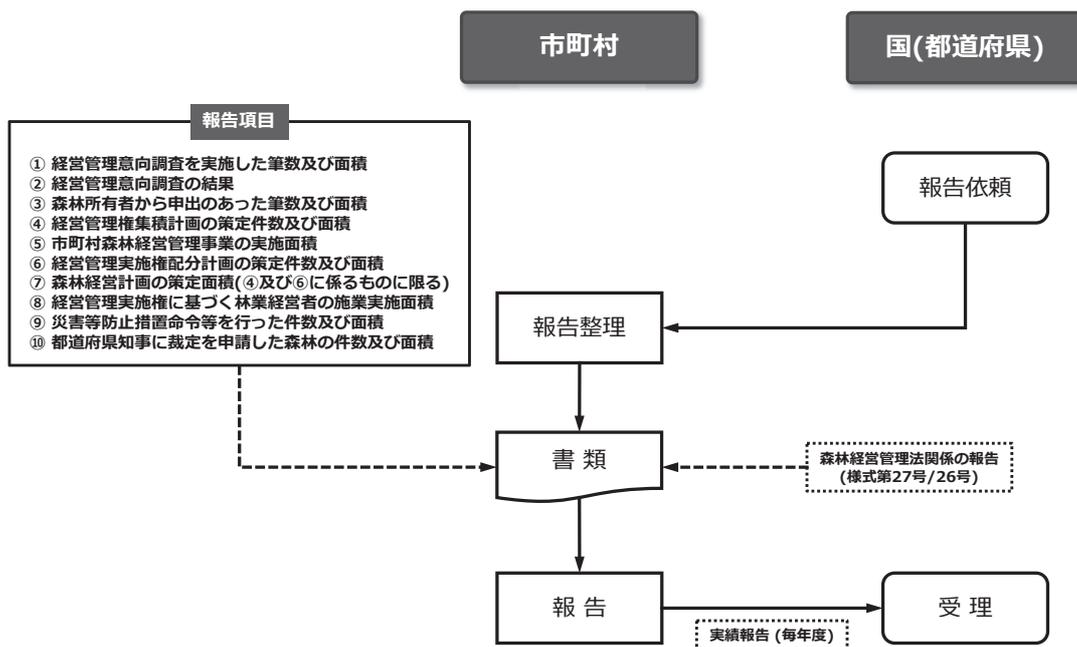
その他必要事項を記入し、報告を行います。報告期日は、年度終了後3ヶ月以内です。

- ③ 市町村は、報告を踏まえ、適切に経費を留保していない等の場合には、民間事業者が適切に経営管理や会計処理を行うよう指導し、経営管理を確保、継続していきます。
- ④ しかし、それでもなお経営管理が確保されないと判断した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消して、経営解除を行うとともに、新たな民間事業者へ経営管理実施権を再設定することも検討していきます。



市町村は、経営管理権を取得した森林のうち、経営管理実施権が設定されていない森林について、複層林施業や長伐期施業等の方法により経営管理を行う事業市町村森林経営管理事業を実施する必要があります。

- ① 経営管理権を取得した森林について、実施期間、実施内容に関する事業計画を策定します。
- ② 次に、事業実施箇所の現地調査を行います。
- ③ 森林環境保全整備事業等に於ける標準単価等を参考とし、適正な予定価格を算出します。
- ④ そして、一般競争入札の参加資格を有する者のうちから指名した者に入札の場所を通知した上で入札を行い、民間事業者を決定します。
- ⑤ 発注を行うことで、事業の実施をスタートします。



- ① 国及び県は、市町村に対して、経営管理に必要な助言、指導、情報提供、その他援助を行う必要があるため、市町村に対して、当該助言等に必要な資料の提供を求めます。
- ② 市町村では、報告項目を整理し、森林経営管理法関係の報告にまとめた上で、その実績を毎年度県に報告します。